

基礎ぐい工事技能者能力評価基準

令和2年3月24日策定

建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成31年国土交通省告示第460号）及び建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン（平成31年3月29日）に基づき、基礎ぐい工事技能者の能力評価基準（以下「本基準」という。）を以下のとおり定める。

1. 能力評価基準の策定主体

- 一般社団法人 全国基礎工事業団体連合会
- 一般社団法人 日本基礎建設協会

2. 能力評価基準を策定する目的

建設キャリアアップシステムに登録・蓄積される情報を活用して、基礎ぐい工事技能者の技能について客観的な評価を行うことにより、

- ①評価結果を活用して、取引先や顧客に対して技能水準を対外的にPRすることを通じて、価格交渉力の強化を図り、技能に見合った評価や処遇を実現する
- ②キャリアアップに必要な経験や技能を明らかにすることで、基礎ぐい工事技能者のキャリアパスを明確化し、若年層の入職拡大・定着促進を図る
- ③基礎ぐい工事技能者を雇用する専門工事企業の評価（「専門工事企業の施工能力等の見える化」と連動させることにより、高い技能を有する基礎ぐい工事技能者を育て、雇用する企業が選ばれる環境を整備し、人材育成と処遇改善の好循環を生み出す

ことを目的とする。

3. 能力評価基準の対象とする職種

本基準は、基礎ぐい工事に従事する技能者を対象とする。

具体的には、建設キャリアアップシステムにおける技能職種の

- ・大分類「とび工」(06) 小分類「くい打ち工」(06)
- ・大分類「特殊作業員」(01) 小分類「特殊作業員」(01)
- ・大分類「普通作業員」(02) 小分類「普通作業員」(01)・「掘削工」(02)
- ・大分類「溶接工」(13) 小分類「溶接工」(01)
- ・大分類「運転手(特殊)」(14) 小分類「くい打機運転工」(07)・「クレーン運転工」(08)
- ・大分類「土木一般世話役」(25) 小分類「土木一般世話役」(01)

とする。

なお、下記の技能職種については、基礎ぐい工事に従事する場合に限り能力評価基

準の対象とする。

- ・大分類「鉄筋工」(10)小分類「鉄筋工」(01)
- ・大分類「運転手(特殊)」(14)小分類「運転手(特殊)建設機械運転」(01)

本基準に基づき能力評価を受けた技能者を、「基礎ぐい工事技能者」と称する。

4. 能力評価の段階

能力評価はレベル1からレベル4までの4段階とし、各レベルにおける技能者像は以下のとおりとする。

レベル1：初級技能者（見習いの技能者）

基礎ぐい工事についての基礎知識を有するとともに、くい打ち機械器具等の安全な使用方法を身に付け、指示を受けながらくい打ち工事作業の補佐ができる。

レベル2：中堅技能者（一人前の技能者）

建設機械の複合操作や組合せ施工ができ、一つの作業を責任持って担当することができる。基礎ぐい工事の工法別の事前調査、施工計画の知識があり、業務と関連して理解できる。

レベル3：職長として現場に従事できる技能者

建設機械の複合操作や組合せ施工ができ、一つの作業を責任持って担当することができる。基礎ぐい工事に関する作業管理、品質管理、工程管理及び安全管理ができ、工法、技術等について元請管理者等と協議し、作業手順を組立、技能者に作業指示、伝達、調整等の一連作業ができる。

レベル4：高度なマネジメント能力を有する技能者（登録基礎工基幹技能者等）

高度な基礎ぐい工事に関する熟達した作業能力を持ち、効率的な現場管理ができる。また、基礎ぐい工事全体の計画・管理業務に参画し、他職種との連絡調整ができ、基礎ぐい工事の品質、工程、安全、原価、環境等の総合的な管理ができる。さらに基礎ぐい工事の工法、施工技術等について、元請管理者に提案ができる。

5. 各レベルの基準設定

各レベルの基準は、建設キャリアアップシステムに蓄積・登録される就業日数、保有資格、職長・班長としての就業日数を用いて設定する。

就業日数及び職長・班長としての就業日数は、建設キャリアアップシステムにおける技能職種のうち

- ・大分類「とび工」小分類「くい打ち工」
- ・大分類「特殊作業員」小分類「特殊作業員」
- ・大分類「普通作業員」小分類「普通作業員」・「掘削工」

- ・大分類「溶接工」小分類「溶接工」
- ・大分類「運転手(特殊)」小分類「くい打機運転工」・「クレーン運転工」
- ・大分類「土木一般世話役」小分類「土木一般世話役」

に従事した就業日数を評価する。

※なお、下記の技能職種については、基礎ぐい工事に従事する場合に限り対象とする。

- ・大分類「鉄筋工」小分類「鉄筋工」
- ・大分類「運転手(特殊)」小分類「運転手(特殊)建設機械運転」

また、建設技能者の能力評価制度に関するガイドラインに基づき、建設キャリアアップシステムに蓄積された215日の就業日数を1年と換算して扱うものとする。

保有資格については、建設キャリアアップシステムにおいて、その保有等について確認できるものに限る。

各レベルの基準は、以下のとおりとする。

(1) レベル4の基準

【考え方】

就業日数について、熟達した作業能力、効率的な現場管理ができるマネジメント能力を身に付けるために必要な実務経験は、登録基礎工基幹技能者制度において10年以上の実務経験を有する者とされている。1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士、1級建設機械施工技士においても、高等学校の指定学科を卒業後、10年以上の実務経験が受験資格要件となっており、技能者の能力評価制度における最上位であること踏まえて10年以上と設定する。

保有資格については、熟達した作業能力、効率的な施工管理ができるマネジメント能力を身に付けた「登録基礎工基幹技能者」のほか、建設工事の適正な施工の確保に寄与するとされ、実質的に建設現場の施工管理を行っている「1級土木施工管理技士」、「1級建築施工管理技士」、「1級建設機械施工技士」、卓越した施工能力で業界の発展に寄与したことが認められた「優秀施工者国土交通大臣顕彰の受賞者」についても認める。

職長・班長としての就業日数については、登録基礎工基幹技能者講習の受講要件である職長経験3年以上と設定する。

【基準】

①から③までを満たしていること。

①就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が2,150日(10年)以上であること。

②保有資格

ア) 及びイ) までを満たしていること。

ア) 以下に掲げる資格のいずれかを保有している又は表彰を受けていること。

- ・登録基礎工基幹技能者（講習修了証の期限が切れている場合は除く）
- ・1級土木施工管理技士
- ・1級建築施工管理技士
- ・1級建設機械施工技士
- ・優秀施工者国土交通大臣顕彰

イ) (2) の②及び(3) の②に定める資格（レベル3及びレベル2の基準となっている資格）を保有していること。

③職長・班長としての就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された職長としての就業日数が645日（3年）以上であること。

(2) レベル3の基準

【考え方】

就業日数については、4. 能力評価の段階に示すレベル3の技能者像に適合する要件を踏まえて設定する。

保有資格については、基礎ぐい工事の技術者資格として広く認められ、基礎ぐい工事現場の適正な施工の確保に寄与している「基礎施工士」とする。技能者資格がないため、建設機械の運転者安全衛生教育を修了することも保有資格として認める。この教育では、最近の建設機械の特徴、取扱いと保守（安全）、災害事例及び関係法令など、職長として部下を管理する際に理解すべきことに加え、建設現場全体または組織としての安全衛生の推進について教育が行われる。また、「青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰（建設ジュニアマスター）」の顕彰基準の一つに「安全・衛生の向上に貢献していること」との項目があり、これは、上記基準を包括していると考えることから、保有資格として認める。

職長・班長としての就業日数については、レベル3は、職長等として現場に従事できる技能者のレベルであることから、一定のマネジメント能力を有していることが担保されなければならない。そのためには1年以上の職長または班長経験を設定する。

【基準】

①から③までを満たしていること。

①就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が1,505日（7年）以上であること。

②保有資格

ア) 及びイ) を満たしていること。

ア) 職長・安全衛生責任者教育（職長教育を含む）に加え、以下に掲げるいずれかの資格を保有または表彰を受けていること。

- ・基礎施工士

- ・ 2級土木施工管理技士
 - ・ 2級建築施工管理技士
 - ・ 2級建設機械施工技士
 - ・ 車両系建設機械（基礎工事用）運転業務従事者安全衛生教育
 - ・ 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務従事者安全衛生教育
 - ・ 移動式クレーン運転士安全衛生教育
 - ・ 青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰
- イ）（3）の②に定める資格（レベル2の基準となっている資格）を保有していること。

③職長・班長としての就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された職長または班長としての就業日数の合計が215日（1年）以上であること。

（3）レベル2の基準

【考え方】

就業日数については、4. 能力評価の段階に示すレベル2の技能者像に適合する要件を踏まえて設定する。

保有資格については、中堅技能者（一人前の技能者）として従事する代表的な作業である既製杭工事では、「杭の建込・掘削沈設・杭先端処理」及び「整地・運搬・積込み・掘削」、場所打ち杭工事では、「機械の据付・掘削・鉄筋かご建込・コンクリート打設」及び「積込み」に必要な資格を設定する。

【基準】

①及び②を満たしていること。

①就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が645日（3年）以上であること。

②保有資格

以下に掲げる資格のいずれかを保有していること。

- ・ 車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習
- ・ 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習
- ・ 移動式クレーン運転士
- ・ 小型車両系建設機械（整地運搬積込機・掘削機・基礎工事機・解体用機械）の運転特別教育
- ・ 小型移動式クレーン運転技能講習
- ・ 玉掛け技能講習
- ・ 基礎杭溶接管理技術者
- ・ 基礎杭溶接技能者

(4) レベル1の基準

【基準】

建設キャリアアップシステムに技能者登録をされ、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者とする。

各レベルの基準の内容については、別表に一覧として示す。

6. システム利用開始前の経験の評価

5. の規定にかかわらず、就業日数及び職長・班長としての就業日数については、当面の間、建設キャリアアップシステムに蓄積された情報に加えて、所属事業者等による経歴証明により証明された日数も活用する。

具体的な活用方法については、基礎ぐい工事技能者能力評価実施規程に定めるところによる。

7. その他

基礎ぐい工事技能者能力評価実施規程に定める評価実施の開始時期よりも前に、一般財団法人建設業振興基金に対して技能者登録の申請を行った者であって、登録基礎工基幹技能者の資格を有しているために一般財団法人建設業振興基金からゴールドのキャリアアップカードを交付された者については、レベル4の基準を満たしているものと取り扱う。

【別表】 レベル1～4の基準の一覧

	就業日数	保有資格	職長・班長としての就業日数
レベル4	就業日数が 2,150 日（10年）以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> ●登録基礎工基幹技能者 ●1級土木施工管理技士 ●1級建築施工管理技士 ●1級建設機械施工技士 ●優秀施工者国土交通大臣 顕彰 ・レベル2、レベル3の基準に示す保有資格 	職長としての就業日数が 645 日（3年）以上であること。
レベル3	就業日数が 1,505 日（7年）以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> ●基礎施工士 ●2級土木施工管理技士 ●2級建築施工管理技士 ●2級建設機械施工技士 ●車両系建設機械（基礎工事用）運転業務従事者安全衛生教育 ●車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務従事者安全衛生教育 ●移動式クレーン運転士安全衛生教育 ●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格 	職長又は班長としての就業日数の合計が 215 日（1年）以上であること。
レベル2	就業日数が 645 日（3年）以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> ●車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習 ●車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習 ●移動式クレーン運転士 ●小型車両系建設機械（整地運搬積込機・掘削機・基礎 	/

		工事機・解体用機械)の運 転特別教育 ●小型移動式クレーン運 転技能講習 ●玉掛け技能講習 ●基礎杭溶接管理技術者 ●基礎杭溶接技能者	
レベル1	建設キャリアアップシステムに技能者登録をされ、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者		

※●印の保有資格については、いずれかの保有で可